

船橋市いじめ問題対策連絡協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市いじめ問題対策連絡協議会及び船橋市いじめ問題調査委員会条例（令和3年船橋市条例第28号。以下「条例」という。）に基づき設置される、船橋市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第3条に規定する協議会の行う事務は、次に掲げるものとする。

- (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携及び協力の推進
- (2) いじめ問題に関する情報共有及び意見交換並びに広報・啓発活動の推進
- (3) その他船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 千葉地方法務局船橋支局の代表者
- (2) 千葉県市川児童相談所の代表者
- (3) 千葉県船橋警察署生活安全課の代表者
- (4) 千葉県船橋東警察署生活安全課の代表者
- (5) 千葉県警察本部生活安全部少年課京葉地区少年センターの代表者
- (6) 船橋市民生児童委員協議会の代表者
- (7) 船橋市PTA連合会の代表者
- (8) 船橋市小学校長会の代表者
- (9) 船橋市中学校長会の代表者
- (10) 船橋市立高等学校長
- (11) 船橋市立特別支援学校長
- (12) 船橋市こども家庭部長
- (13) 船橋市こども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室所長
- (14) 船橋市教育委員会学校教育部長
- (15) 船橋市教育委員会学校教育部指導課長
- (16) 船橋市教育委員会学校教育部総合教育センター所長
- (17) 船橋市教育委員会生涯学習部青少年センター所長
- (18) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(会議)

第4条 会議は、定例会とし、原則として年2回開催する。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び前条に定める関係者は、会議の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育部指導課において処理する。

(委員報酬)

第8条 委員の報酬は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（昭和55年船橋市規則第42号）第3条本文に規定する報酬の額を準用する。

(災害補償)

第9条 委員の災害補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて取り扱うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。